

【資料2】

古賀市総合振興計画 抽出版

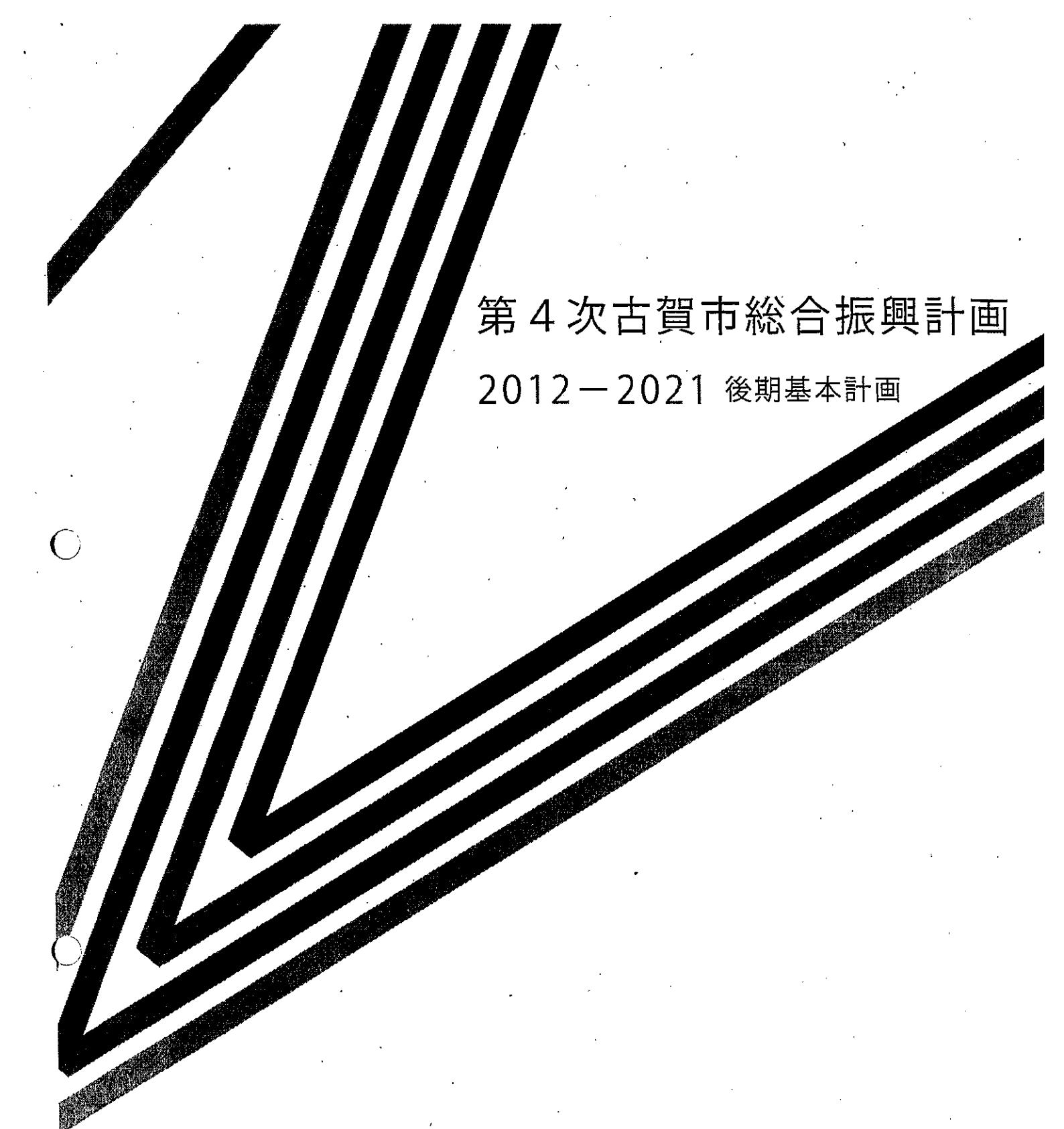
第2回会議でいただいた「古賀市総合振興計画」との整合性確認資料

- ・センター的機能についてうたわれた記述があるか
 - ・障がい者、外国人に対しての文化機会の提供等の記述があるか
- 結果：両項目とも記述はありませんでした。

確認のため、関係すると思われる頁の写しを提出します。

C

C



第4次古賀市総合振興計画

2012－2021 後期基本計画

つながりにぎわう 快適安心都市 こが
～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～

2 体系図

基 本 構 想 平成24(2012年度)~平成33(2021)年度 10年間

都市イメージ

つながり
にぎわう
快適安心都市

こが

豊かな自然と
元気な笑顔に出会うまち

人やモノが集い、
活気にあふれ、
にぎわうまち

自然と歴史・文化の魅力を
未来へつなぎ、
こころやすらぐまち

こころ豊かに学び、
人や地域がつながり、
支えあうまち

快適で住みやすく、
安心して元気に暮らせるまち

基本目標1 活気とにぎわいあふれるまちづくり

- 政策1-1 農林業の振興
政策1-2 商工業の振興
政策1-3 観光の振興

基本目標2 自然を大切にし 環境にやさしいまちづくり

- 政策2-1 環境の保全
政策2-2 循環型社会の形成

基本目標3 こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり

- 政策3-1 学校教育の充実
政策3-2 社会教育の振興
政策3-3 青少年の健全育成
政策3-4 文化芸術の創造・継承
政策3-5 スポーツの振興

基本目標4 住みやすい生活環境の整ったまちづくり

- 政策4-1 良好な市街地・住環境の形成
政策4-2 交通環境の形成
政策4-3 水道水の安定供給
政策4-4 下水道の整備

基本目標5 安全で安心して暮らせるまちづくり

- 政策5-1 災害対策の強化
政策5-2 防犯の強化
政策5-3 交通安全の推進

基本目標6 すこやかで元気あふれるまちづくり

- 政策6-1 地域福祉の推進
政策6-2 健康づくりの推進
政策6-3 保健・医療の充実
政策6-4 子育て支援の充実
政策6-5 高齢者福祉の推進
政策6-6 障がい者福祉の推進
政策6-7 生活支援の推進

基本目標7 互いに認めあい みんなでつくるまちづくり

- 政策7-1 人権のまちづくりの推進
政策7-2 男女共同参画社会の確立
政策7-3 共働のまちづくりの推進
政策7-4 開かれた市政の推進
政策7-5 適正な行財政運営の推進

基本目標 3

こころ豊かに学び続ける人が
育つまちづくり

基本
目標
3

政 策

施 策

こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり

基本目標
3

3-1 学校教育の充実

1.学力・体力の向上

2.学習環境の充実

3.体験学習の充実

4.特色のある学校づくりの推進

5.食育の推進

6.特別支援教育の推進

7.学校施設の充実

3-2 社会教育の振興

1.社会教育環境の充実

2.図書館活動の推進

3.家庭や地域の教育力向上

3-3 青少年の健全育成

1.青少年を育む環境の充実

3-4 文化芸術の創造・継承

1.文化芸術環境の充実

2.歴史遺産の継承

3-5 スポーツの振興

1.スポーツ環境の充実

C

C

政策
3-2

社会教育の振興

現状と課題

古賀市は、市民の社会教育活動を支援するとともに、市民の自主的学習意欲への対応や、個人や団体が交流を図れる環境整備として、リーパスプラザこが交流館の建設など社会教育における拠点の整備に取り組んできました。

図書館では、利用者への貸出サービスやレファレンス・サービス※1の充実を図ってきましたが、新たな市民のニーズや地域の課題に対応したサービス充実が求められています。

また、家族のあり方や社会環境の変化により、家庭や地域の教育力の向上も求められています。

基本方針

- 生涯学習推進の拠点であるリーパスプラザこがを中心として、市民の社会教育活動を支援します。
- 家庭や地域における教育力の向上をめざして、学習機会を提供するとともに、団体や個々の連携を促進し、相互に学びあう環境づくりに努めます。

政策実現のための主な施策**1. 社会教育環境の充実**

- (1) 生涯学習推進の拠点であるリーパスプラザこがの、さらなる利用促進を図ります。
- (2) リーパスプラザこがの窓口業務等について、民間活力の導入をめざします。
- (3) 地域などで行う自主的な学習活動を引き続き支援します。

2. 図書館活動の推進

- (1) 市民のニーズや地域課題に対応した図書館の整備、サービスの充実に努め、読書活動を推進します。
- (2) 行政資料や郷土資料の収集とデータ作成を行うなど、ふるさと古賀の資料を、よりわかりやすく提供します。

3. 家庭や地域の教育力向上

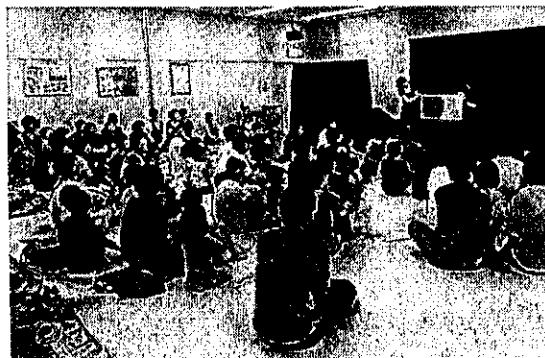
- (1) 保護者に対する講演会や家庭教育の講座を引き続き開催するなど、家庭の教育力向上を図ります。
- (2) 地域の教育力を高めるための学習の機会を提供します。

代表的な指標

指標名	現況	目標
リーパスプラザこが交流館の 貸室利用者数（年間）	108,725人 (H27年度)※2	137,000人 (H33年度)
市立図書館の入館者数（年間）	197,235人 (H26年度)	200,000人 (H33年度)
家庭教育支援事業の参加者数 (年間)	1,146人 (H27年度)	1,260人 (H33年度)

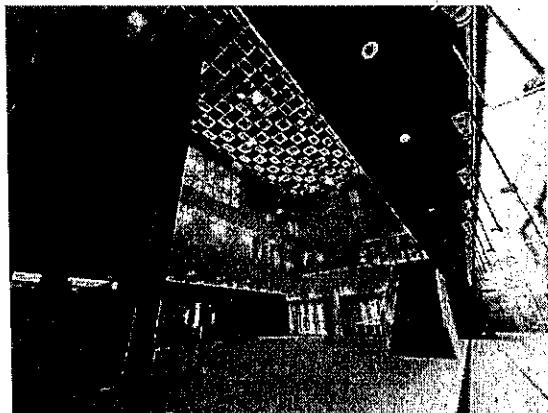
※1 情報を求めている利用者の質問に対して、回答となる情報そのものや回答の含まれる情報源を提示・提供する業務。

※2 平成27年度旧研修棟の貸室利用者数



たくさんの親子でにぎわう「おはなし会スペシャル」

リーパスプラザこが「交流館」



政策 3-4 文化芸術の創造・継承

現状と課題

古賀市は、これまで文化芸術のさらなる振興をめざし、NPO 法人古賀市文化協会などの文化芸術団体や市民とともに、音楽・美術など幅広い文化芸術活動に取り組んできました。今後も、古賀市の個性と魅力をより輝かせるため、市民・団体・行政が文化芸術の担い手として進むべき方向性を共有し、歴史・文化芸術をさらに振興していくことが必要です。

また、古賀市には県や市の指定文化財※1をはじめ貴重な文化財※2が多数あり、さらに船原古墳が平成 28（2016）年に国史跡として指定を受けたことから、それらを保存し市民の誇りとして未来に引き継ぐことも求められています。

基本方針

- 地域の人材や資源を活用しながら文化芸術を振興します。
- 文化財と地域固有の歴史・伝統を将来にわたって保存し、次世代に継承します。

政策実現のための主な施策

1. 文化芸術環境の充実

- (1) 「古賀市文化芸術振興計画※3」及びアクションプランに基づき、文化芸術を振興します。
- (2) すべての市民が文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境を整備します。
- (3) 文化芸術活動への高い関心と豊かな創造性を持つ人材を育成します。

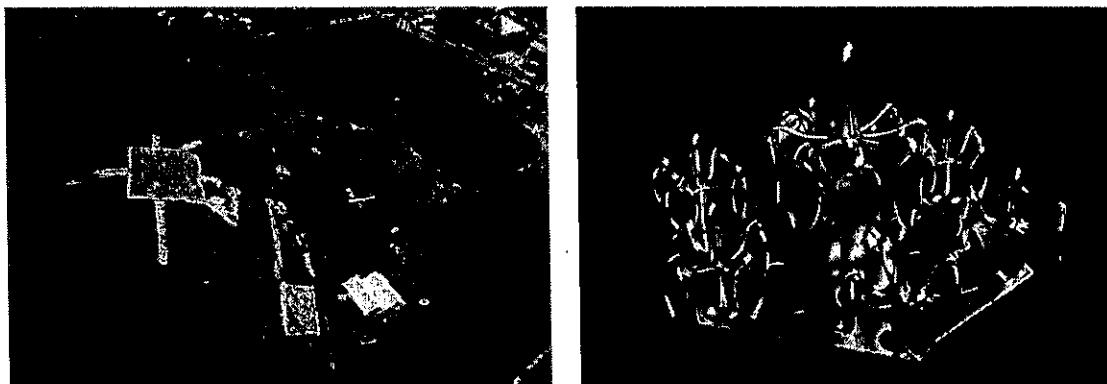
2. 歴史遺産の継承

- (1) 市民の財産として文化財を適切に保存するため、調査・研究を実施し、新たな市の文化財を指定します。
- (2) 文化財が市民に適切に公開・活用されるよう、保管環境を整備し活用方法を検討します。
- (3) ふるさと古賀の歴史・文化に親しむ機会を増やすため、文化財の公開活用を進めるとともに、各種普及事業を充実させます。

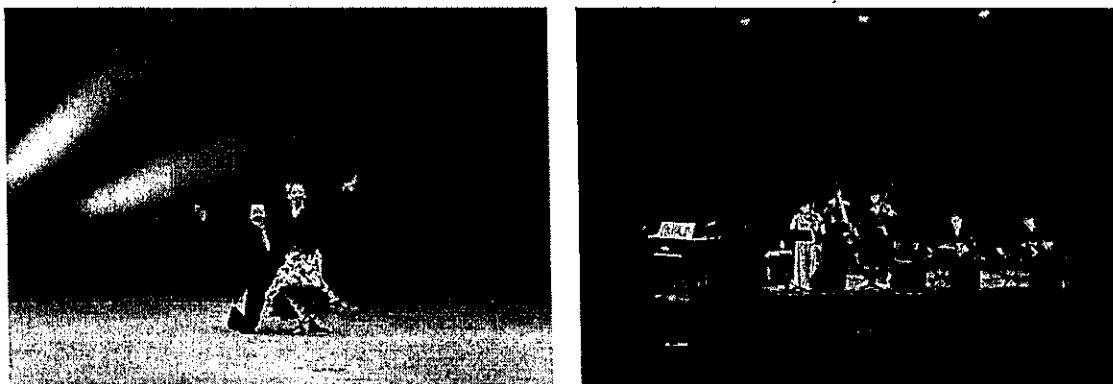
代表的な指標

指標名	現況	目標
文化芸術の振興に係る人材育成事業受講者数（累計）	81人（H27年度）	300人（H33年度）
国・県・市指定文化財数	16件（H27年度）	20件（H33年度）

- ※ 1 文化財保護法・文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財。
- ※ 2 文化活動の結果として生み出されるもので、文化的価値を有するもの。文化財保護法の対象としては、有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類がある。
- ※ 3 文化芸術の振興を図るために指針となる計画。



船原古墳（左）と出土した金銅製歩搖付飾金具（靈珠）九州国立博物館提供（右）



NPO法人文化協会主催の市民音楽祭

政策
6-6

障がい者福祉の推進

現状と課題

障がい者への福祉サービスは、「措置」から一人ひとりのライフスタイルに応じた「支援」へと変わり、官民共働による地域全体の支援力の向上がこれまで以上に求められるようになりました。

また、古賀市の障害者手帳所持者は増加傾向にあるとともに、障がい者のニーズは多様化しており、自立支援に向けたきめ細かな対応が必要となっています。このような中、多様なニーズに対応できるサービスの提供体制の確立と、障がい者やその家族が悩みを抱え込まず暮らせる地域づくりが求められています。

古賀市では、障害者生活支援センター「咲」※1を設置し、福祉サービスをはじめさまざまな支援につなぐ窓口として機能させてきました。

今後はさらに障がい者が生きがいを持って生活できるよう、地域全体で障がい者の課題解決に取り組んでいくことが必要です。

基本方針

- 障がい者が生きがいを持って生活できるよう、福祉サービスの提供体制や相談支援体制を充実させるとともに、地域などと共にして障がい者の課題解決に取り組む体制づくりに努めます。

政策実現のための主な施策

1. 生活支援の推進

- (1) 地域における障がい者の課題を共有して解決につなげるため、障害福祉サービス事業者や地域の関係機関と連携し構築した障がい者の生活支援を行うネットワークを活用し支援体制を強化します。
- (2) 障がい児の教育を充実させるため、就学などの度に情報が途切れることがないよう、支援体制を強化します。
- (3) 障害者生活支援センター「咲」を中心として、相談や情報提供の支援に引き続き取り組みます。

2. 社会参加の支援

- (1) 障がい者の就労を促進するため、古賀市無料職業紹介所※2や障害者就業・生活支援センター「ちどり」※3などと連携し、支援体制を強化します。
- (2) 障がい者やその家族の交流の輪が広がるように、障がい者団体やボランティア団体、関係機関における交流活動を支援します。
- (3) 社会参加しやすい環境を整備するため、公共施設のバリアフリー化に取り組むなど障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

政策 7-4 開かれた市政の推進

現状と課題

社会環境の変化に伴い、新しい制度や行政サービスなどを市民に伝える広報の重要性がますます高まっています。

また、スマートフォンなどの携帯端末の急速な普及により、情報を取得する手段も多様化しており、時代の流れに呼応した情報発信の進化が求められています。

古賀市はこれまで、インターネットメールを利用した意見、要望などの受付やパブリック・コメントの実施など、市民の声を行政運営に生かす取組と個人情報の適正な管理に努めてきました。

今後は、さまざまな情報の、より効果的かつ正確、迅速な発信を通して、まちづくりの方向性を市民と共有していく必要があります。

また、市民のまちづくりへの参画がさらに進むように、市政情報の公開制度、情報提供方法の工夫、会議の公開など引き続き情報公開の徹底を維持する必要があります。

基本方針

- 個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努め、市民との情報の共有を図ります。
- 情報メディアを積極的に活用し、市のイベントなどの情報の提供に努めるとともに、引き続き、広聴機能の改善に取り組みます。
- 選ばれるまちをめざして、市の特性を活かした戦略的なシティプロモーションを展開します。

政策実現のための主な施策

1. 市政情報の適正管理

- (1) 市民参画を進めるため、市政情報を積極的に公開していくとともに、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、個人情報の漏えい防止や保護に努めます。

2. 広報・広聴の充実

- (1) 公式ホームページのリニューアルや、SNS※1などを活用した情報発信に努めるとともに、情報の浸透性が高い、新聞・テレビ・ラジオなどのマスコミを通した広報活動に積極的に取り組みます。
- (2) 大学・企業・市民などと連携を図りながら、地域資源を生かして、市の魅力を効果的・戦略的にPRするシティプロモーションに取り組みます。
- (3) 市民の意見・提案・要望を広く市政に反映していくため、説明会の開催やパブリック・コメントの実施など、市民の声を広く聞く機会の充実に努めます。